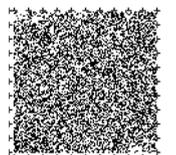
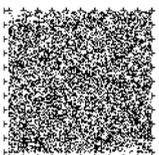


第1章 計画の策定に当たって





1 計画策定の趣旨

国は、男女共同参画社会^{*1}の実現に向け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、具体的な取組の施策を「男女共同参画基本計画」に示し推進してきました。また、平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*2}」が施行されました。

坂戸市では、平成7年度に女性の自立と地位向上に向けた「さかど女性プラン」を策定以降、平成16年には坂戸市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会^{*1}の実現を目指し取り組んできました。さらに、平成29年度にはDV防止法及び女性活躍推進法に基づく市町村計画を包括した「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）」を策定し、推進の強化に努めてきたところです。

しかしながら、現在も根強く残る固定的性別役割分担意識^{*3}や社会の様々な分野における男女の格差、配偶者等からの暴力など取り組むべき課題があり、男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた取組のより一層の推進が求められています。

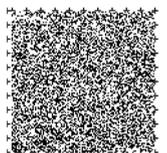
こうした現状を踏まえ、「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）」の計画期間が令和3年度で終了することから、社会情勢の変化に対応し、坂戸市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」」を策定するものです。

●.....●

*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。

*3 **固定的性別役割分担意識**：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等の男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。



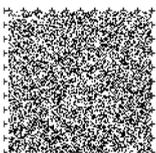
2 計画策定の背景

(1) 男女共同参画を取り巻く世界の動向

男女共同参画社会*¹の形成に向けた取組は、国際社会における動向と密接な関係を有しています。国際連合は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和51年(1976年)から60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。また、昭和54年(1979年)に行われた第34回国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)*²」が採択されました。これらの取組は、世界の女性の自立と地位の向上、差別の撤廃に大きな進展をもたらすこととなりました。

平成7年(1995年)に中国・北京で行われた第4回世界女性会議では、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。それから20年後の平成27年(2015年)には、「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」が開催されるとともに、同年には国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」では、17の目標のうちの一つとして、「ジェンダー*³平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

- *1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。
- *2 **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)**：女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定した国際条約です。昭和56年(1981年)に発効し、日本は昭和60年(1985年)に批准しました。
- *3 **ジェンダー**：人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。



(2) 男女共同参画を取り巻く国や埼玉県の動向

① 国の動向

平成 27 年 8 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」*¹に基づき、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための施策が展開されており、国や地方公共団体、大企業を中心に行動計画の策定と女性の活躍に関する情報の公開が行われています。政府は、同法に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を定めるとともに、女性の活躍を加速するため、「女性活躍加速のための重点方針」を毎年度決定して、施策を各府省の概算要求に反映させる仕組みを設けています。令和元年 5 月には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常時雇用する労働者が 101 人～300 人の事業主を新たに義務付け）、情報公表の強化、ハラスメント*²対策の強化等の措置を講ずることを内容とする改正女性活躍推進法が制定されました。

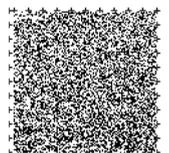
また、平成 30 年 5 月には、衆議院等の議員の選挙において男女の候補者数ができるかぎり均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*³」が制定されました。さらに同年 6 月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

これらを踏まえ、政府は令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定しました。同計画の基本的な方針においては、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として、次の 4 点を掲げています。

* 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。

* 2 ハラスメント：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。

* 3 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律：衆議院・参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること等を定めた法律です。



- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

国際的な動向と呼応する取組として、政府は令和12年（2030年）までに国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を策定しました。その中では、8つの優先課題の1番目に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*¹平等の実現」が位置付けられているほか、ジェンダー*¹平等については、全ての課題への取組において主流化する必要のある分野横断的課題として取組を推進していくこととされています。

② 埼玉県の動向

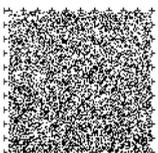
埼玉県においては、平成29年3月に策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、県民、事業者、民間団体及び市町村等と連携して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。同計画は令和3年度に最終年度を迎えることから、令和2年度に「男女共同参画に関する意識・実態調査」が実施されており、令和3年度中に次期計画が策定される予定です。

また、平成29年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*²」に基づき、埼玉県のドメスティック・バイオレンス（DV）*³に関する施策の総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」が策定されました。

*1 ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

*2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律のことです。

*3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことで、体を傷つける暴力、大声で怒鳴る、大切なものを壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅す等の行為が該当します。DVは犯罪ともなる許されない行為であり、重大な人権侵害です。



(3) 男女共同参画に関する坂戸市の取組

坂戸市では、平成7年度を初年度とする「さかど女性プラン」（計画期間：平成7年度～平成13年度）、平成14年度を初年度とする「第2次坂戸市男女共同参画基本計画「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成14年度～平成23年度）、平成24年度を初年度とする「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定するとともに、「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成29年度～令和3年度。以下「現行計画」といいます）を平成29年3月に策定し、男女共同参画の視点に立って総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。この間、平成16年6月には「坂戸市男女共同参画推進条例」を制定し、市、事業者、市民の責務を明らかにしながら、男女共同参画社会*¹の実現を目指してきました。

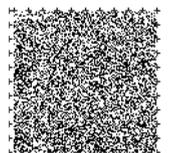
令和2年度には、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定や今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。また、令和2年10月には、性的少数者*²の社会生活における利便性と支障の緩和を目的として、「坂戸市パートナーシップ宣誓制度*³」を始めました。

●.....●

*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **性的少数者**：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。

*3 **坂戸市パートナーシップ宣誓制度**：性的少数者の二人が人生のパートナーであることを市に宣誓し、市は宣誓書受領書等を交付する制度です。性的少数者の社会生活における利便性と支障の緩和の一助を目的とし、令和2年10月1日から実施しています。



3 計画の性格

(1) 法的根拠等

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものです。あわせて、坂戸市DV防止基本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*¹」第2条の3第3項に規定する坂戸市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するとともに、坂戸市女性活躍推進計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*²」第6条第2項に規定する坂戸市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）に相当するものです。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」、埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。

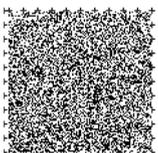
(2) 坂戸市の上位計画等との関係

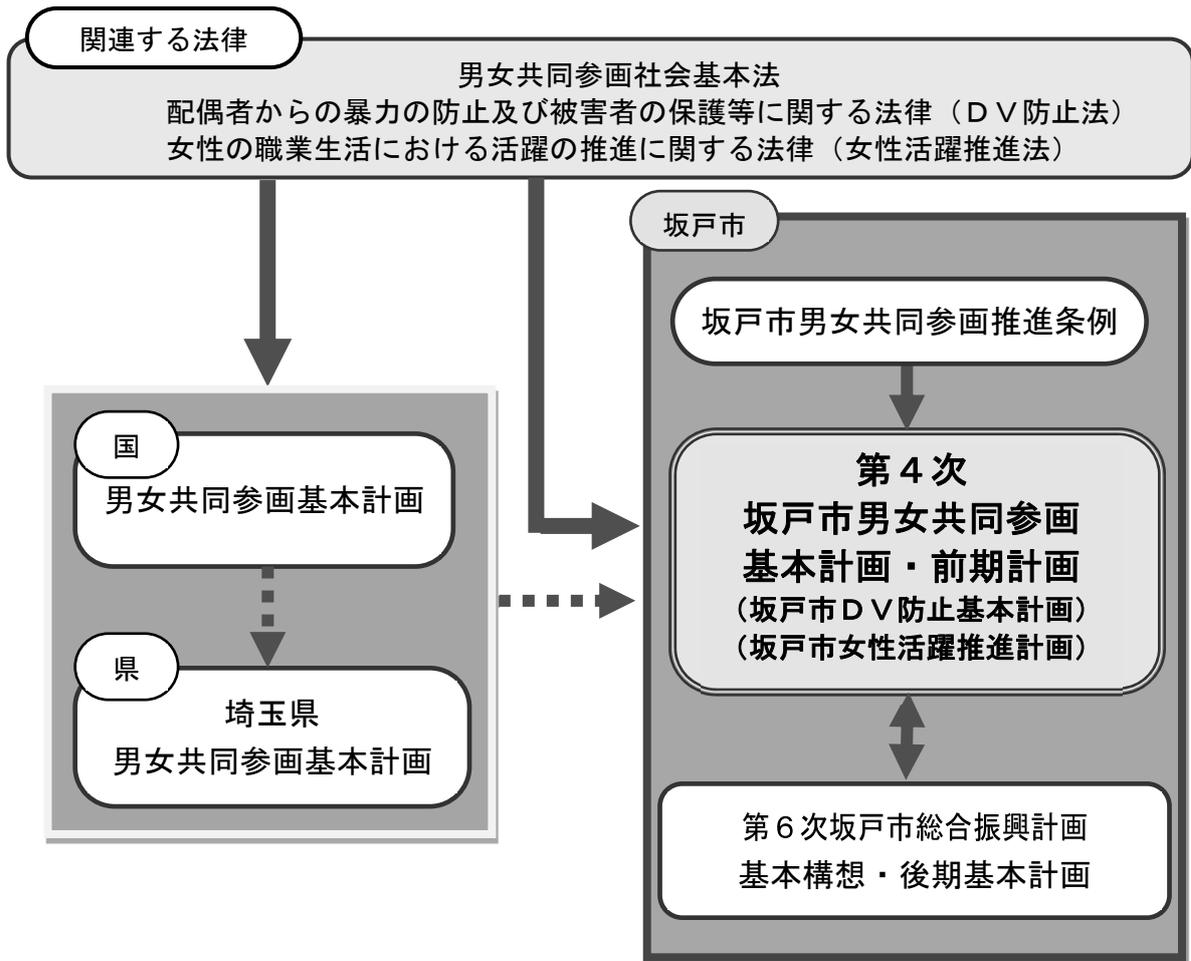
本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた「坂戸市男女共同参画推進条例（平成16年条例第14号）」第11条に基づく基本計画として位置付けられるものです。

また、坂戸市の市政運営の基本を示す「第6次坂戸市総合振興計画基本構想・後期基本計画」における男女共同参画に係る分野別計画の役割を担うものであり、上位計画である総合振興計画との整合を図っています。

●.....●
*1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律のことです。

*2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。



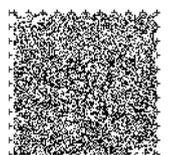


第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

(3) 計画の特徴

本計画は、坂戸市の男女共同参画社会*を実現するための実効性のある基本計画とする観点から、現行計画との連続性に配慮するとともに、中長期的展望に立ち総合的な施策を推進するための指針として位置付けられるものです。また、目標を明確に示す施策の体系とし、適切な進行管理を実施するために数値目標を設定します。

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、我が国では令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。本計画は、SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17の目標の1つである「ジェンダー*平等を実現しよう」の達成を目指す計画として位置付けます。

4 計画の期間

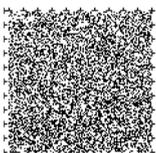
本計画の期間は、令和4年度～令和13年度の10年間とし、前期、後期に区分します。前期計画の計画期間は令和4年度～令和8年度の5年間、後期計画の計画期間は令和9年度～令和13年度の5年間とします。

中間年度である令和8年度には、前期期間の事業の検証等を行うとともに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて見直しを行い、「第4次後期計画」を策定するものとします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
	前期計画（令和4年度～令和8年度 5年間）									
					見直し	後期計画（令和9年度～令和13年度 5年間）				

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、令和2年度に市民意識調査（「男女共同参画に関する市民意識調査」）を実施し、坂戸市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。令和3年度は「男女共同参画審議会」（学識経験者をはじめ、関係機関代表者、各種団体の代表者、公募市民等で構成）や「男女共同参画推進庁内連絡会議」「男女共同参画基本計画策定部会」（庁内の関係部署の職員で構成）等において計画案の内容を審議しました。また、本計画の素案に対する「市民コメント」を実施しました。



* **ジェンダー**：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。